



資料

- 1 策定経過と策定組織
- 2 用語解説
- 3 人口推計について



1 策定経過と策定組織

■ 策定経過

年 月	項 目	内 容
平成19年 4月下旬	広報はぼろ 4月号	・都市計画マスタープランの概要、策定の進め方について町民に周知
平成19年 5月17日	第1回庁内作業部会	・都市計画マスタープランの概要説明 ・羽幌町の現状と課題について
平成19年 5月中旬 ～ 6月中旬		・都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査実施
平成19年 7月12日	第1回庁内策定委員会	・都市計画マスタープランの概要説明 ・アンケート結果の報告 ・羽幌町の現状と課題について
平成19年 7月31日	第1回住民委員会	・委嘱状交付 ・都市計画マスタープランの概要説明 ・アンケート結果の報告 ・羽幌町の現状と課題について
平成19年 9月 7日	第2回庁内作業部会	・アンケート結果の報告 ・都市づくりの理念、目標、将来都市構造について ・全体構想について
平成19年10月18日	第3回庁内作業部会	・全体構想について ・地域別構想について
平成19年12月18日	第2回住民委員会	・都市づくりの理念、目標、将来都市構造について ・全体構想について
平成20年 1月18日	第2回庁内策定委員会	・素案について
平成20年 1月28日	第4回庁内作業部会	・素案について
平成20年 2月 1日	都市計画審議会	・策定の経過説明 ・素案について
平成20年 2月 7日	第3回住民委員会	・地域別構想について ・素案について
平成20年 2月20日 ～ 3月11日	町民意見募集	・羽幌町のホームページ等で素案について公表し、町民の意見を募集
平成20年 3月17日	第5回庁内作業部会	・原案について
平成20年 3月24日	第4回住民委員会	・原案について
平成20年 3月25日	第3回庁内策定委員会	・原案について

年 月	項 目	内 容
平成20年 月 日	都市計画審議会	
平成20年 月 日	羽幌町議会	
平成20年 月 日	リーフレット配布	

■ 策定組織

羽幌町都市計画マスタープラン住民委員会

氏 名
安 藤 弘 喜
小 川 幸 忠
小 島 閑 子
小 寺 克 彦
斉 藤 正 美
佐 藤 史 朗
実 籾 公 法
白 幡 庄 次
高 木 守
竹 谷 るみ子
橘 慧 子

氏 名
津 田 益 延
戸 田 聡
中 内 孝
畑 史 彦
北 条 由紀子
本 間 貴 彦
本 間 紀 充
松 原 浩 一
松 森 克 彦
村 上 隆 宏
渡 邊 真 一



第 1 回住民委員会



第 2 回住民委員会

羽幌町都市計画マスタープラン庁内作業部会

所 属	氏 名	備 考
政策推進課長	鈴木典生	作業部会長
総務課 総務係	井上 顕	
財務課 財政係	室谷真二	
町民課 住宅係	高山信雄	
〃 町民生活係	田中重秋	
〃 環境衛生係	濱野 孝	
福祉課 社会福祉係	豊島明彦	
建設水道課 管理係	宮崎寧大	
〃 土木係	笹浪 満	
〃 建築係	石川隆一	
〃 港湾係	今村裕之	
〃 水道係	水上常男	
〃 下水道係	鷺尾伸一	
農林水産課 農政係	高橋 伸	
〃 水産係	山口芳徳	
農業委員会 農地係	有田智彦	
商工観光課 商工労働係	安宅正夫	
学校管理課 総務係	酒井峰高	
社会教育課 社会教育係	春日井 征輝	
〃 体育振興係	杉澤敏隆	
政策推進課 行革推進係	鈴木 繁	



第2回庁内作業部会



第3回庁内作業部会

羽幌町都市計画マスタープラン庁内策定委員会

所 属	氏 名	備 考
副町長	松 本 信 裕	委員長
総務課長	本 間 幸 広	
財務課長	石 川 宏	
町民課長	大 波 芳 弘	
福祉課長	柳 田 昭 一	
建設水道課長	平 山 光 彦	
農林水産課長	西 村 修	
商工観光課長	張 間 正 美	
学校管理課長	品 野 万 亀 弥	
社会教育課長	工 藤 孝 司	
議会事務局長	伊勢田 正 幸	
農業委員会事務局長	荒 井 光 昭	
会計管理者	長谷川 一 志	



第 1 回庁内策定委員会



第 2 回庁内策定委員会

事務局

所 属	氏 名	備 考
政策推進課 課長	鈴 木 典 生	
〃 政策調整係	江 良 貢	
〃 政策調整係	金 丸 貴 典	

2 用語解説

【ア】

アクセス P 31. 52

目的地に到達しようとする行為。または交通手段・交通事情のこと。

ウォーキングルート P 31、35、56

本マスタープランにおいては、歩行者空間の改善、沿道における休憩所の設置や花や木による景観づくりにより、主に街なかを楽しく健康的に歩くことを目的に設定しているルート。

【カ】

回遊性を高める P 28

本マスタープランにおいては、複数の魅力ある拠点や街並みを形成することにより、観光客や町民の様々な場所への移動を誘発し、賑わいの創出やふれ合いの機会を増やすことを意図している。

港湾計画 P 30、35、39、51、52

本マスタープランにおいては、羽幌港長期計画基本構想（平成8年度～22年度）を示している。安全かつ潤いある港湾空間の整備を目指し、港湾能力、港湾施設の規模及び配置、港湾環境の整備及び保全等について定めている。

【サ】

住工混在 P 51

住宅と工場等が混在して立地している状態。

主要道路 P 30、31

本マスタープランにおいては、都市間を結ぶ骨格となる主要幹線道路、都市内の幹線道路、幹線道路と生活空間を結ぶ補助幹線道路を示している。

小規模な公園 P 35

本マスタープランにおいては、市街地内に点在している児童遊園地等の小規模な公園を示している。

職住近接 P 51

職場と住居が近くに立地している状況。

【タ】

耐震改修 P 39

地震に対する建物の安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕等を行うこと。

耐震診断 P 39

建物の地震に対する安全性を判断すること。

都市計画区域 P 3

市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がりやを考慮した中で、一体的に整備、開発し、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するもの。都市計画区域が指定されると用途地域や都市計画施設等の制度活用が可能となる。

都市計画道路 P 31、56、60

都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路であり、道路機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の4種類に区分される。

都市公園 P 35

都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園、緑地、墓園及び都市計画区域外において都市計画決定したものうち供用部分のこと。

都市施設 P 2、17、41

道路、公園等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

【ハ】

羽幌町公営住宅ストック活用計画 P 42

羽幌町住宅マスタープランに基づいて、既存の公営住宅の有効活用を図るため、建替えや改修等に関する基本施策を定めた計画。平成19年度から平成28年度を計画期間としている。

羽幌町住宅マスタープラン P 42、55

長期的な視点から羽幌町の住宅・住環境整備の基本方針を定めた計画。平成19年度から平成28年度を計画期間としている。

羽幌町地域防災計画 P 38

町民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護することを目的として、羽幌町の防災に関し、防災関係各機関の予防、応急及び復旧等の災害対策について定めている。

バリアフリー P 31、35、42、48

本マスタープランにおいては、歩道の段差や勾配の解消など、高齢者や障害者の日常生活の妨げになる様々な障壁（バリア）を取り除くことを示している。

ビオトープ P 17、36

本来の意味は、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示しているが、近年、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を示す言葉としても使用されている。

避難緑地 P 35、39、52

中央埠頭に設置される緑地は、港湾計画に基づいて港湾の環境維持及び改善を図るとともに、災害時における離島からの避難の一時待避所、物資の一時保管等に利用することを目的としている。

分区指定 P 52

港湾法に基づく臨港地区を、港湾管理者が9種類の分区の中から目的に応じて指定すること。商港区、工業港区、漁港区等があり、各分区において目的を著しく阻害する建築物の建築等が制限される。

防災拠点 P 38、39

災害時における活動拠点であり、備蓄倉庫、消防機能等を備えた避難場所となる広い公園や施設のこと。

【マ】

緑のネットワーク P 34、36、60

緑が持っている機能・役割をより効果的に引き出すため、緑を網状に張り巡らせてつなぐこと。緑のネットワーク化により、潤いのある快適な環境形成や動植物の移動空間の確保などの効果が期待できる。

【ラ】

ライフライン P 39

電気、ガス、上下水道、電話、通信など、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設。

臨港地区 P 27、52

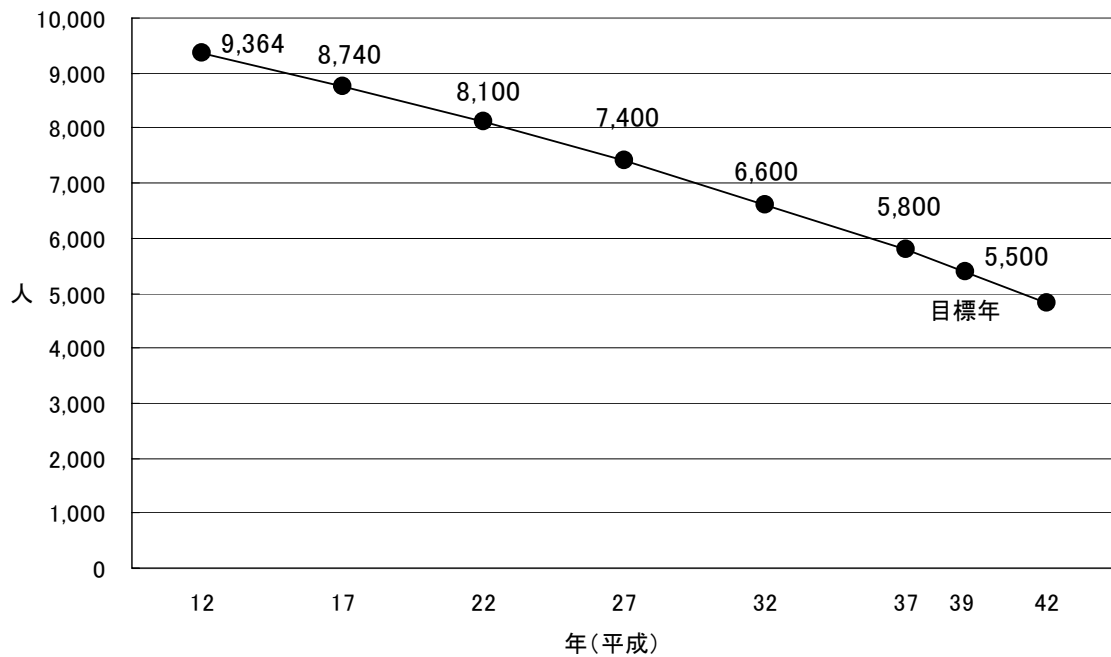
都市計画法に基づく臨港地区と港湾法に基づく臨港地区がある。都市計画法に基づく臨港地区は、港湾の管理運営のために定める地域地区の一種である。港湾法による臨港地区は、都市計画法によって定められた臨港地区の他に、都市計画区域外において港湾管理者が国土交通大臣の認可を受けて定めたものがある。

3 人口推計について

P14で示している人口推計は、5歳階級別人口のコーホート変化率法によって推計を行っている。

今回採用したコーホート変化率法では、平成12年と平成17年の国勢調査の結果から、婦人子ども比及び男女児性比の平均、そしてコーホート間の変化率を求め、それをもとに予測を行った。なお、ここで求められる5歳階級別人口は5年ごと（国勢調査年を基準）のため、本マスタープランの目標年次である平成39年の推計結果は、平成37年と平成42年の推計結果を按分して求めている。

コーホート変化率法による行政区域内人口の推計



平成12年、17年は国勢調査データ